

最大40万円助成

岩見沢市住宅購入支援助成金

岩見沢市に移住・転入される方が、新築または中古住宅を初めて購入した際に助成金を交付しています。更に子育て世帯の場合は、一世帯につき10万円を加算する「子育て世帯加算」を実施しています。

移住する方の
住宅購入を支援
します！

助成金額

新築住宅	中古住宅
30万円	土地・建物の購入及び改修費用の合計に10/100を乗じて得た額 (上限30万円) ※ただし、1万円未満の端数を切り捨てた額

※住宅ローンにフラット35を利用される場合、金利引き下げの優遇措置を受けられます。利用の際は窓口へお申し出ください。

子育て世帯加算

助成対象者又は対象者の配偶者の
中学3年生以下の子が同居している
家族に加算

+

10万円
加算

※お子さんの人数による
額の増減はありません。



助成対象

(H29.4.1以後の移住者の方が対象)

- 平成29年4月1日以降に岩見沢市の住民となった方。ただし、それ以前の3年の間に岩見沢市に住民登録がない方。新たに転入を予定されている方は、計画認定申請日においてそれ以前の3年以上継続して市外に居住している方。
- 居住する全ての方が、市町村に納付すべき税等を滞納していないこと。
- 岩見沢市内で初めて新築又は中古住宅(一戸建て・マンション等)を購入する方。
ただし、中古住宅の場合は、空き家バンクに登録されている物件に限る。
- 購入した住宅の住所に住民票を移し、かつその住宅を所有した日の前日において、本人又は配偶者の年齢が50歳未満の方。
- 5年間以上、本市に居住する意思があること。
- 居住する全ての方が暴力団員でないこと。
- 過去に助成金の交付を受けたことがないこと。

お問合せ・申請はこちら

こささーる@空き店舗

住所・電話

岩見沢市4条西5丁目7番地1
☎ 0126-31-0001

営業時間

午前9時～午後5時30分
(日曜・祝日定休)
※岩見沢市から業務委託を受けています。



空き店舗・空き家の利活用をお手伝いします！

[助成金申請の手続きについて]

※新築住宅は工事請負契約前、中古住宅は売買契約前にお早めにご相談下さい。

空き家バンク
への登録※

こささーる@空店舗（宅建協会）

※新築住宅は登録不要です。
※中古住宅の売買契約前に行ってください。

申請者

申請される方
の提出書類

- 新築の場合は**工事請負契約前**に、中古住宅購入の場合は**建物売買契約前**に提出
- 様式第1号「岩見沢市住宅購入支援助成金計画認定申請書」
- 岩見沢市民…様式第2号「市税等納付状況調査同意書」
- 市外在住の方…計画認定申請日においてそれ以前の3年以上継続して市外に居住していたことがわかる書類（計画認定申請日前3ヶ月以内に交付された住民票等）
- 市税等の納付状況確認書類（計画認定申請日前3ヶ月以内に交付された納税証明書等）
※助成対象住宅に居住予定の方全員分が必要です（18歳未満の方を除く）
※岩見沢市民の方は不要となる場合がありますので窓口でご確認ください。
- 住宅建築または購入及びリフォームにかかる見積書
※交付申請手続きの際に、リフォーム前と後の写真が必要になります。

受付

こささーる@空店舗（宅建協会）

確認

- 市税等の滞納がないかを確認
- 住民票で平成29年4月1日以後に市の住民基本台帳に記録され、それ以前の3年間において市の住民基本台帳に記録されなかったかを確認
- 市から「岩見沢市住宅購入支援助成金計画認定通知書」（様式第3号）または「岩見沢市住宅購入支援助成金計画不認定通知書」（様式第4号）発行

岩見沢市

申請者

建物が完成後
提出する書類

2021.3.31
提出期限

- 様式第7号「岩見沢市住宅支援助成金交付申請書兼請求書」
- 様式第8号「誓約書兼同意書」
- 住宅建築または購入にかかる契約書
- 建築確認済証
- 登記事項証明書（土地・建物の原本）※土地を賃貸借している場合は契約書も必要
- 完成後の写真（外観の写真を三枚ほど）※改修工事を行う場合、リフォーム前と後の写真が必要
- 支払いを証明する資料（領収書等）
※リフォームした場合、リフォームの内訳が分かる資料（写真、契約書、内訳書類等）
- 当該住宅に入居した者全員の住民票（写し）
※交付申請日前3ヶ月以内に交付されたもの
- （申請者または申請者の配偶者が妊娠中の場合）母子健康手帳の写し
- 振込先の口座番号等がわかるもの（通帳の写し）等
→市から様式第9号「岩見沢市住宅支援助成金交付決定兼確定通知書」を発行

受付

こささーる@空店舗（宅建協会）

完了

→市から申請書の口座に助成金を振込みます。